

しおかぜ

賀正

No.348 2022 1月号

新年のごあいさつ	2
令和3年秋の叙勲、令和3年度納税表彰贈呈式	3
医療百話	
『我慢するほど治りにくくなる慢性的な痛み。 我慢しないで早く治療を。』	3
shonanいまこの人	
第5回 ワンオータス(株) 西嶋芳生氏	4
中学生の「税についての作文」	5
第120回 税金よもやま話	
『土地にかかる固定資産税の留意点』	6
第45回『知って得する?』社労士の独り言	
『改正育児・介護休業法の概要について』	7
藤沢税務署からのお知らせ	8~9
事業報告	10
地域の会員企業紹介 他	11



公益社団法人 藤沢法人会

表紙写真:MIWAKATOH氏

新年のごあいさつ



会長 川上 彰久

藤沢税務署長 千葉 雅英

明けましておめでとうございます。
謹んで新年のお祝いを申し上げます。

昨年中は藤沢法人会活動にご理解とご協力を賜り、心より篤く御礼申し上げます。

昨年も「新型コロナウイルス感染症」に伴う緊急事態宣言の発令等により、例年開催しておりました諸事業のほとんどを開催することができず、会員の皆様方に懇親や情報交換の場を設けることが不可能となりましたこと誠に申し訳ございません。

そのような環境の中でも、検温や消毒そして三密回避のためのソーシャルディスタンスを確保したうえで、村上前藤沢税務署長をはじめ藤沢税務署幹部の皆様のご臨席と多くの会員の皆様のご出席を得て、無事に通常総会が開催できましたこと改めて御礼申し上げます。

また、各支部役員会・委員会・女性部会・青年部会の皆様方には、防疫対策を徹底した上で各種会合を開催していただきましたこと重ねて御礼申し上げます。

さて令和4年こそ「ご縁も笑顔も藤沢法人会から」を名実ともに達成できるように願っておりますが、まだまだ予断を許さない状況です。そのような状況下ではありますが、千葉藤沢税務署長始め関係各位のご指導の下、税務知識の普及・納税意識の高揚・税務税制に関する提言等税務行政の円滑な執行に寄与し、地域イベント等が再開された時にはイベント等への参加を通じて地域社会に貢献したいと考えておりますので、会員皆様のご協力を何卒よろしくお願い申し上げます。

結びに、皆様とともに声高らかに盃を上げることが出来る日が一日も早く訪れることを祈念するとともに、会員皆様方のご健勝とご事業のご発展をお祈り申し上げ、年頭のごあいさつとさせていただきます。



年頭にあたり、謹んでご挨拶申し上げます。

旧年中は、藤沢法人会の皆様方には、税務行政に対し深いご理解と多大なご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨年を振り返りますと、コロナ禍による未曾有の事態に見舞われた1年でありましたが、一方で延期された東京2020オリンピック・パラリンピックが開催され、日本選手の活躍はもとより、海外の選手達から寄せられた多くの感謝の言葉は、日本に元気をもたらす明るい話題となりました。

税務行政においては、令和5年10月1日から導入される適格請求書等保存方式（インボイス制度）における、登録申請の受付が昨年10月1日から開始されました。

私どもは、事業者の皆様方に制度の内容を十分に御理解いただいた上で、準備を進められますように、法人会の皆様方と緊密な連携を図りながら、周知・広報等に取り組んでまいりました。

法人会の皆様方におかれましては、藤沢市、茅ヶ崎市及び寒川町における公的な役割を担う団体として、インボイス制度の円滑な導入に向け、引き続き、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

本年は、壬寅（みずのえとら）の年であります。一説には、「陽気を孕み、春の胎動を助く」と言われており、冬が厳しいほど春の芽吹きは生命力に溢れ、華々しく生まれる年になるとのことのようです。

まさに本年は、壬寅の年の言われのごとく、厳しいコロナ禍を乗り越えた飛躍・発展の年となるよう期待が膨らむ年となることと存じます。

本年が貴法人会の益々の御発展と会員の皆様の御清福の年になりますよう御祈念申し上げます。

本年もなにとぞよろしくお願い申し上げます。



国税電子申告・納税システム

e-Tax

「e-Tax」なら
国税に関する
申告や納税、
申請・届出などの
手続きがインターネット
で行えます。

電子申告で
効率UP!

納税にはダイレクト納付が 便利です!

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。
※届出書の提出から利用可能となるまで、1か月程度かかります。

e-Taxを利用して
所得税及び復興特別所得税
の申告をすると
こんなメリットが!

添付書類の
提出省略

還付が
スピーディー

法人会は会社経営の効率化のためにe-Taxの普及を支援しています。

法人会

ご利用に際し条件、注意事項
があります。詳しくはホーム
ページでご確認ください。

イータックス 検索
www.e-tax.nta.go.jp

令和3年 秋の叙勲

おめでとうございます！

令和3年11月3日付け発令【敬称略】

弊会相談役の須藤修司様が、令和3年秋の叙勲で旭日双光章を受賞されましたことをご報告いたします。

◎旭日双光章（産業振興功労）◎

須藤修司（㈱須藤製作所）



令和3年度納税表彰

受彰者の皆様おめでとうございます！

令和3年度納税表彰式は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、全体での表彰式は中止なり、団体ごとに表彰式を開催。

11月5日（金）藤沢税務署において千葉雅英署長より表彰状を授与されました。

永年にわたり納税道義の高揚と申告納税制度の普及発展に貢献された方々に対して、表彰状並びに感謝状が贈呈されました。



法人会関係で表彰された方は次の通りです。【敬称略、五十音順】

◎藤沢税務署長表彰◎

仲手川 裕（理事）事業研修委員・藤沢東副支部長・㈱仲手川商店

◎藤沢税務署長感謝状◎

大石憲子（理事）女性部会長、藤沢西支部第八地区幹事・㈱大石商店

大野千寿子（監事）（藤沢西支部所属）・㈱ビジネスアシスタンス

西尾雄一郎 青年部会アドバイザー、藤沢南支部第二副地区長・㈱西尾建設



仲手川 裕氏



大石憲子氏



大野千寿子氏



西尾雄一郎氏

医療百話

湘南藤沢徳洲会病院
痛みセンター主任部長 木村信康



我慢するほど治りにくくなる慢性的な痛み。 我慢しないで早く治療を。

もともと痛みは、体にとっての危険信号の役割を果たします。しかし、3か月以上続く慢性的な痛みには危険信号としての役割はなく、体にとっての不要な痛みとなるため、できるだけ早く軽減する必要があります。こうした痛みを軽減することを目指して、痛みの治療を行うのがペインクリニックです。当院の痛みセンターは、ペインクリニックとして、神経ブロック治療を中心に薬物治療やリハビリテーションを組み合わせた治療を行っています。慢性的な痛みは我慢すればするほど治りにくくなりますので、できるだけ早く専門的な痛みの治療を受けていただきたいと思います。

対象となるのは腰や下肢の痛みである椎間板ヘルニアや、脊椎圧迫骨折、脊柱管狭窄症、変形性脊椎疾患などや、首や肩の痛みである五十肩など肩関節周囲の痛み、そして腰椎術後の痛み、変形性膝関節症などです。また緊張型頭痛、三叉神経痛、帯状疱疹痛、帯状疱疹後神経痛に対する治療も行っています。「整形外科での治療やマッサージなどを受けても改善しない」と来られる方が多いです。

痛みは、実は痛みのある場所で感じているのではなく、痛みの信号が頭まで伝わって初めて痛みを感じます。神経ブロックでは、痛みがあると考えられる場所の神経、もしくは神経の近くに局所麻酔薬を入れることで神経に麻酔を行います。つまり、痛みの信号が頭まで伝わるのを一時的にブロックすることで痛みを感じにくくするのです。さらに一度痛みを感じにくくすると、局所麻酔の効きが終わった後も、その痛みが軽くなることがあり、これを繰り返すことで痛みの軽減を図っていきます。当センターでは、硬膜外ブロックや仙骨ブロックをはじめ、さまざまな種類の神経ブロックを行っています。

神経ブロックは保険診療で行い、治療の間隔は通常1週間に1回です。神経ブロックはどんな痛みにも直ちに効果を表す治療法ではありませんので、5回程度の治療を行ったのちに効果判定を行い、残念ながら思ったような作用が認められない場合は薬物療法や理学療法を行います。





— 第5回 —

ワンオータス株式会社

代表取締役

西嶋 芳生さん

人物紹介

「バラ丼」と「タレ」が作った歴史と信頼。ここからがスタート！

藤沢市内で飲食業を運営するワンオータス代表の西嶋芳生さん。ご当地グルメ「バラ丼」で知られる「里のうどん」の創業は1997年10月。大学時代から目指していたミュージシャンを断念した後のインド滞在中、ある人から宝くじを買うようアドバイスされ、帰国後一枚だけ買った宝くじが大当たり！

この資金をもとに、藤沢市村岡東の沿道に建つ4坪の店舗を購入しました。「お金がないので、もともとあった“里のうどん”という看板をそのまま利用しました。両親が岡山出身なので、関西うどんを提供したところ、関東人には薄味で物足りない指摘され、濃い味の「バラ丼」を作ったんです。丼にしたのは、狭い調理場でも効率よく作れるから」と笑う西嶋さん。

白ご飯の上に千切りキャベツ、さらに炒めた豚バラ肉をのせた「バラ丼」も、宝くじ同様、大当たり！「ゴマをかけたほうが美味しい」「マヨネーズが欲しい」というお客様の声を素直に取り入れていくうちに、口コミで広がり、開店2年半で行列のできる人気店に。手狭になったため店舗を拡げたところ、さらに繁盛し、海外にも出店。ピーク時には計12店舗あり、2018年には辻堂の「テラスモール湘南」へも出店しました。

「バラ丼」の味の決め手となっているのが、原料の一部に藤沢産の蜂蜜を使用した特製の甘辛タレです。「全国のご家庭でも味わえるように」とネット販売も行っています。

順調に成長を遂げた「里のうどん」ですが、コロナ禍で営業できなかった昨年は、6000万円もの赤字を抱えたといいます。時短要請の終了に伴う支給打ち切り。さらに追い打ちをかけたのが原価コストの上昇です。「どん底を味わいました。店舗や従業員を整理し、返済不要の補助金や助成金はすべて申請しました」。心配する知人からの寄付もありましたが、それでも足りず、藁をもつかむ思いでクラウドファンディングを立ち上げたところ、すぐに800万円を超える資金が集まりました。「お世話になった方、助けてくれた方が大勢いるので、今後は人と地域に恩返ししていきたい。将来的には、ライセンス化やフランチャイズ展開を考えています。いずれタレ御殿を作りますよ!」と力強く語る西嶋さん。「勝負はこれから。日本の食文化、日本の飲食業を守るためにも頑張り続けます!」



▲うどんとバラ丼を組み合わせた「バラ丼セット」(1067円税込)

最大のピンチが
初心を思い出させて
くれました。
56歳の今からが
スタートです!



全国の優れた丼を表彰する「全国丼グランプリ」で金賞に輝いた実績もある「バラ丼」。甘辛いタレを絡めた豚バラ肉はご飯との相性バツチリ。



「ふじさわ観光名産品」として認定されている「バラ丼のタレ」



▲うどんは関西だし。写真は「ごぼう天うどん」



◀ネット販売も充実。写真はタレと半生麺4人前のセット。



▲創業は24年前、藤沢市村岡東の小さな店舗からスタート。

ワンオータス株式会社

神奈川県藤沢市藤が岡3-26-2
ビューパレス藤が岡1階
問い合わせ先 info@oneotas.co.jp

【村岡本店】
神奈川県藤沢市村岡東2丁目19-2
TEL : 0466-26-8625

【藤沢店】
神奈川県藤沢市南藤沢8-1 日の出ビル1F
TEL : 0466-23-6833

【テラスモール湘南店】
神奈川県藤沢市辻堂神台1-3-1
Terrace Mall 3F 潮風キッチン
TEL : 0466-52-4400

第55回

中学生の「税についての作文」

藤沢
税務署長
賞

納税が与えてくれるもの

茅ヶ崎市立中島中学校 3学年

穴戸 莉央

義務教育を受ける私たち小中学生は、国から無償で教科書などの教材を貰い受けています。新学期が始まり、教材が手元に配られる時に「皆さんに配布したこの教科書は、国が君たちに無料で用意してくれた物なので、感謝を忘れず大切に使ってください。」と先生が言っていたのを覚えています。どうして全国に沢山いる小中学生1人1人に教材を行き渡らせることができるのだろうと疑問に思いました。教科書の裏を見てみるとそこには「これからの日本を担う皆さんへの期待を込め、税金によって無償で供給されています。」と書かれていました。

税と聞かれ、小中学生が想像するのは消費税です。消費税は物やサービスを購入する時にその値段に上乗せされるお金のことです。消費税はずっと身近にあり、払うものとして当たり前がありました。そういう意味では私たち小中学生も大人と同じように納税者であり、1人1人から集められるお金が莫大な金額となり、それが公共の施設や福祉、医療、災害で住む家や仕事を失ってしまった人たちなど、他にも沢山のことに税は充てられます。重い病で高い医療費を払わなければならなくなった時、個人では到底用意できないようなお金を私たちが納めている税で医療を受けられるようになる。つまり、自分たちが納めている税が巡り巡って自分や困っている誰かの為に使われ、私たちが安心して暮らせる世の中を自分含め1人1人が実現していること、

税は私たちの暮らしを豊かにしてくれるありがたいものだと思います。

さらに、「世界一幸せな国」と呼ばれるデンマークでは、消費税が25%と世界でもかなり税率の高い国です。高い税を払っているのに何故世界一幸せな国と呼ばれるのか、1つの理由として挙げられるのは、デンマークでは「子供は社会が育てる」という価値観が根付いているからです。子供は将来、社会を支える存在になるという考えから、出産にかかる費用が無料、大学院まで学費が無料、すべての医療が無料、待機児童がゼロなど、次世代を担う子供たち、国を支えていく子供たちへの教育に投資することで、貧困率を低くおさえ、国の安心安全も保障し、「世界一幸せな国」を実現させたのです。税は国の明るい未来への投資だと考えます。

少子高齢化が進む日本がこれからの未来を考えた時、どうしても若い人や子供たちへの負担が大きくなっていくことでしょう。私たちが義務教育を終えた暁には、働いてお金を稼いだり、学費を払ったりと大人と同じように税を納める人「納税者」になります。

今まで、私たちに期待を込め税で支えてくれたことに感謝の気持ちを忘れず、次は私たちが次世代を担う子供たちの教育や国の豊かな暮らしを守るために、次は支える側の立派な人間になれるように、税についてもっと理解を深めたいと思います。

藤沢
税務署長
賞

十万円で助けられた店

茅ヶ崎市立中島中学校 3学年

中林 千夏

私の祖母は、たった1人でカラオケ喫茶を営んでいます。私の祖母は、歌が大好きで店を開いたそうです。小さい頃の私は、店で歌を歌ったり、店の常連さんに可愛がってもらっていました。だから、祖母の店は、思い入れが深く、「ずっと経営し続けてほしい」と思っていました。

2019年12月、未知のウイルスがまたたく間に世界を襲いました。緊急事態宣言の発令により飲食店は休業や時短営業を余儀なくされ、祖母も店を1か月程度閉める決断をしました。大好きな歌から一度距離を置くことを決めた祖母は少し悲しそうな声で「すぐ元どおりになるから」と言いました。

しかし、未知のウイルスはとどまることを知らず、さらに多くの人々が苦しめられ、亡くなってしまう人もいました。そのため緊急事態宣言の延長が決まり、予定の1か月を超える休業をせざるを得なくなりました。仕事を休んでいるので収入はゼロ。祖母は今までの貯金と祖父の収入、年金で生活をしていました。

しかし、店を続けるためには大きなお金が必要になります。祖母は諦めて店を手放そうと考えていまし

た。そんな中、国からの給付金の話がテレビで放送され、対象となる祖母は給付金をもらいました。

緊急事態宣言が解除され、祖母は借金をしながらも給付金を少しの足しにして店を開ける決意をしました。祖母はとても嬉しそうでした。祖母は「10万円は店を営むためには少ないお金だけれど、10万円がなかったら店を開ける勇気を持てなかったと思う。ありがたい。」と涙ながらに言いました。

私の祖母は、年金と給付金に助けられ、生活すること、店を再び営業することができました。

「税金」と聞くと自分の所得が減ったり、消費税の値上げなど悪いイメージを持っているかもしれません。しかし、私の祖母のように「税金」によって助けられる人もいます。一部の人だけが助けられている訳ではなく、現在多くの人々が関心を持っているワクチンは皆が平等に受けることができます。「税金」により皆が助けられているのです。

「税金」に悪いイメージばかり持つのではなく、自分の将来の貯金だと考えてみませんか。自分の将来を助けてくれる「貯金」に悪い気はしないはずです。

税金よもやま話

第
120
回東京地方税理士会 藤沢支部
税理士 桂田由香

土地にかかる固定資産税の留意点



固定資産税と言えば、土地・建物の所有者に課される地方税ということは皆さんご存じだろう。ただ、どうやって税額が計算されているかということについては知らない方が多い。

この税が申告税ではなく賦課税、つまり自分で税額を計算するのではなく課税側が計算する税であることもあり、税理士にとっても悩ましい税である。何故この税額になるの？と尋ねられても即答出来ないからだ。

私は長いこと藤沢市の固定資産評価審査委員を務めていて、納税者の方からの固定資産に関する審査申出に対応してきた。その経験を基に、固定資産に関して知っておくべきこと、固定資産税に関する最新のトピックなどをお話したい。尚、ここでは建物ではなく土地の評価に絞ってお話をさせて頂く。

まず固定資産税は固定資産評価額に1.4%の税率をかけて計算される。

固定資産評価額は総務省が出している固定資産評価基準に基づき、市町村の資産税課が決定している。（ただし市町村独自で決定できる基準も存在する。）

具体的には各地域で選ばれた「標準宅地」の不動産鑑定士による評価が基になっており、後は各戸の事情に応じて細かな減額等を行い、課税標準額を決定する。例えば間口が狭いとか、4m道路から長い私道の先に家が建っている場合なども減額される。更に住宅用地で200㎡までは6分の1、それ以上は3分の1に税額が減額されることはご存じの通りである。

毎年4/1～5/31（固定資産税の納付書が届いてから第1期の納付期限まで）の期間は、自分の家だけではなく近隣の固定資産評価額も閲覧出来るので、一度閲覧してみることをお勧めしたい。評価替えは3年に一度。今年はその評価替えの年（基準年度）であるので閲覧なさった方もおられると思うが、基準年度には近隣土地の評価額をチェックしておきたい。

土地には実勢価額・公示価額・相続税評価額（路線価）・固定資産評価額と用途に応じて色々な価額がついている。一般的に固定資産評価額は公示価額の7割程度、路線価より若干安いとされていて、公示価額・路線価に関しては公表されておりインターネットで気軽に検索が出来るので、比べてみるのも良いと思う。

さて、固定資産評価額に話を戻すが、市への審査申出で特に悩ましいのは「建物建て替え不能土地」である。つまり2m未満の私道の奥に土地建物がある場合、もはや建物が古くなっても現在の建築基準法では建て替えが出来ない。こうした土地が藤沢市にも数多く存在する。

藤沢市固定資産評価事務取扱要領によれば、建築制限土地補正率は0.75～0.6である。なまじ駅近くの土地ともなると多少減額してもかなりの評価額になってしまう。接道が50cmほどの余りにも狭い私道に接するほぼ無道路地のような状態の土地でも減額上限は40%減。つまりどんな状態の土地でも評価額がゼロになることはない。

自分で選んだ土地ならまだしも、親の土地を相続したという場合には相続人にとって負の財産以外の何物でもない。出来るなら相続自体をしたくないという気持ちになるであろう。

こういう土地をたくさん実地調査してきた私から言えることは、親の存命中に不動産業者だけでなく、近隣住民と誠実に話し合いを続けておくことが重要だということだ。

普段から近隣住民との意思疎通が十分でないと、たとえ近隣に建て替えがあって接道を広げる絶好の機会が訪れても、何ら解決が出来ないという恐れがある。

親の住む土地がこうしたケースに該当する方は、親の存命中から是非動いて頂きたい。

固定資産評価委員会には他にも「ハザードマップに河川氾濫危険区域と指定された土地なので」「近くに葬儀場が建設されてしまい、売却価額がさがってしまったので」という理由での固定資産評価額減額申請が出されたが、いずれも要求却下となった。

固定資産税は固定資産保有者すべてにかかわるものなので、公平性が重要である。客観的な要素がないと、例えばその事由により建築制限がかかったという場合でないと評価額の減額が出来ない。主観的な要因での減額はほぼ認められないと考えたほうが良い。

尚、土地に関しては民法の一部改正が今年、令和3年4月に成立した。「不動産登記法の改正」により相続人による土地建物の登記義務が課せられることとなり、「相続土地国庫帰属法」により望まない相続土地を10年分の土地管理費相当額を支払えば国庫に返納出来るという法律改正である。

こちらはあと2年以内に施行されることになっているが、政令などはまだ出されていない。国民にとって身近で重要な法改正となるので、具体的な内容がどのようなものになるのかについて十分注意したいところである。

「知って得する？」社労士の独り言 第45回

改正育児・介護休業法の概要について

神奈川県社会保険労務士会藤沢支部
特定社会保険労務士 石川 貢

男女とも仕事と育児を両立できるように、産後パパ育休制度（正式名称は出生時育児休業制度）の創設や雇用環境整備、個別周知・意向確認の措置の義務化などの改正を行い令和3年6月9日に改正育児・介護休業法（主に育児休業法の改正）が公布されました。

男性の育児休業取得の促進が、第一子出産後に約5割の女性が出産・育児により退職している現状の改善につながると思われます。また、夫の家事・育児時間が長いほど妻の継続就業割合や第二子以降の出生割合が高くなっているという調査結果も存在し、男性の育児休業取得の促進が女性の雇用継続や夫婦が望む数の子を持つことに役立つと考えられます。

今回の改正育児・介護休業法は、3段階で施行されます。

- | | |
|--|----------------------------|
| 1. 育児休業を取得しやすい雇用環境整備及び妊娠・出産の申出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の措置の義務付け | 【令和4年4月1日施行】 |
| 2. 有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和 | 【令和4年4月1日施行】 |
| 3. 男性の育児休業取得促進のための子の出生直後の時期における柔軟な育児休業の枠組み出生時育児休業（産後パパ育休）の創設 | 【令和4年10月1日施行】 |
| 4. 育児休業の分割取得 | 【令和4年10月1日施行】 |
| 5. 育児休業の取得の状況の公表の義務付け | 【令和5年4月1日施行】 |
| 6. 育児休業給付に関する所要の規定の整備 | 【令和3年9月1日施行】 【令和4年10月1日施行】 |

※5の育児休業の取得の状況の公表の義務付け【令和5年4月1日施行】は適用対象が、千人超の企業のため説明を省きます。

令和4年4月1日までに【令和4年10月1日施行】を含め行うべき所要の整備について

1. 雇用環境整備、個別の周知・意向確認の措置の義務化

育児休業を取得しやすい雇用環境の整備

- ① 育児休業・産後パパ育休に関する研修の実施
- ② 育児休業・産後パパ育休に関する相談体制の整備等（相談窓口設置）
- ③ 自社の労働者の育児休業・産後パパ育休取得事例の収集・提供
- ④ 自社の労働者へ育児休業・産後パパ育休制度と育児休業取得促進に関する方針の周知

妊娠・出産（本人又は配偶者）の申し出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の措置

周知事項	① 育児休業・産後パパ育休に関する制度 ② 育児休業・産後パパ育休の申し出先 ③ 育児休業給付に関すること ④ 労働者が育児休業・産後パパ育休期間について負担すべき社会保険料の取り扱い
個別周知・意向確認の方法	①面談 ②書面交付 ③FAX ④電子メール等 のいずれか

2. 有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和 → 就業規則等の見直しが必要

現行	令和4年10月1日～
（育児休業の場合） ①引き続き雇用された期間が1年以上 ②1歳6か月までの間に契約が満了することが明らかでない	①の要件を撤廃し、②のみに ※無期雇用労働者と同様の取り扱い （引き続き雇用された期間が1年未満の労働者は労使協定の締結により除外可） ※育児休業給付についても同様に緩和

3. 産後パパ育休 及び 4. 育児休業の分割 ▶ 就業規則等の見直しが必要

	産後パパ育休（R4.10.1～）育休とは別に取得可能	育休制度（R4.10.1～）
対象期間 取得可能日数	子の出生後8週間以内に4週間まで取得可能	原則子が1歳（最長2歳）まで
申出期限	原則休業の2週間前まで	原則1か月前まで
分割取得	分割して2回取得可能 （初めにまとめて申し出ることが必要）	分割して2回取得可能 （取得の際にそれぞれ申出）
休業中の就業	労使協定を締結している場合に限り、労働者が合意した範囲で休業中に就業することが可能	原則就業不可
1歳以降の延長		育休開始日を柔軟化
1歳以降の再取得		特別な事情がある場合に限り再取得可能

詳しくは、育児・介護休業法について（厚生労働省のホームページ）をご覧ください。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000130583.html>

このURL内で下記資料がダウンロードでき、研修用動画も有ります。

- リーフレット「育児・介護休業法改正ポイントのご案内」
- 事業主向け説明資料「育児・介護休業法の改正について～男性の育児休業取得促進等～」
- 令和3年改正育児・介護休業法に関するQ & A（令和3年11月30日時点）

参考文献：厚生労働省のホームページ、労働政策審議会建議（令和3年1月18日）「男性の育児休業取得促進策等について」抜粋

藤沢税務署からのお知らせ

税務署ではマイナンバーカード方式による
自宅等 e-Tax 申告を推進しています。

申告書の作成・送信は
国税庁ホームページ から



確定申告



書き方や計算が分からない…



入力がめんどろ…



会社が休めない…



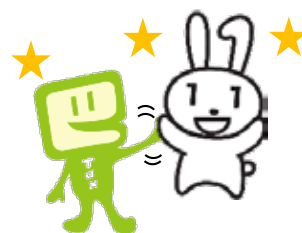
自動計算

画面の案内に沿って入力
すれば税額まで自動計算



自動入力

マイナポータル連携や
過去の申告データを
利用して自動入力



自宅から

マイナンバーカード
とスマホでe-Tax!



さらに！ e-Taxなら早期還付されます

相談はチャットボットや電話でもできます！

▶ チャットボットでの相談

※令和4年1月上旬公開予定



税務職員ふたば

ご質問を入力いただければ、AIを活用した「税務職員ふたば」がお答えします。

▶ お電話での相談

e-Taxの使い方
(操作方法等)

申告書の作成に
当たってのご不明点等

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク
(全国一律市内通話料金)

0570-01-5901

所轄の税務署へお電話ください



国税庁 法人番号7000012050002

令和3年分（令和4年1月以降）からはさらに便利に！

ICカードリーダライタ無しでe-Tax！

パソコンの画面に表示された2次元バーコードをスマホ（マイナンバーカード読取対応）で読み取れば、
マイナンバーカードを使ってe-Taxで送信できます！

※ WindowsのMicrosoft Edge、Google Chrome、macOSのSafari、
いずれにも対応。

ICカードリーダライタ
がなくてもOK



スマホのカメラで源泉徴収票を自動入力

スマホのカメラで給与所得の源泉徴収票を撮影すれば、
金額や支払者情報などが自動で入力されます！



スマホ専用画面の対象範囲が拡大

スマホ専用画面の対象範囲 (NEW は令和4年1月から対応予定)

【対象所得】

- 給与所得
- 雑所得
- 一時所得
- 特定口座年間取引報告書 NEW
(上場株式等の譲渡所得等・配当所得等)
- 上場株式等の譲渡損失額（前年繰越分） NEW

【各種控除等】

- すべての所得控除
- 政党等寄附金特別控除
- 災害減免額
- 外国税額控除 NEW
- 予定納税額
- 本年分で差し引く繰越損失額

確定申告書の作成方法は動画でチェック！

確定申告書等作成コーナーを利用した入力方法などの
動画をご案内しています

動画で見る確定申告



・このチラシには開発中の画面が含まれておりますので、実際の画面と異なる場合があります。
・Google Chromeの名称は、Google LLCの商標または登録商標です。
・Windows、Microsoft Edgeの名称は、米国及び他の国々で登録された米国Microsoft Corporationの商標です。
・macOSの名称は、米国及び他の国々で登録されたApple Inc.の商標です。

10/30(土)

参加人数36名

茅ヶ崎三支部合同BBQ大会(SunnyTable)



政府による緊急事態宣言が解除され、久しぶりに交流事業を開催することができました。場所は、ラスカ茅ヶ崎屋上バーベキューテラスSunnyTable(サニーテーブル)で茅ヶ崎三支部合同交流会としてBBQ大会を行いました。

11/12(金)

参加人数13名

藤沢法人会青年部会と平塚法人会青年部会との合同交流会(湘南トスカフィールド/あずま亭)



2年ぶりの開催となった平塚法人会青年部会との交流会は、野外での交流を両青年部会で検討した結果、湘南トスカフィールドを会場に、サバイバルゲームを行いました。

11/16(火)

参加人数3名

第15回法人会全国女性フォーラム「新潟大会」



毎年4月に開催している女性フォーラムは11月に延期され、人数を制限する形で開催されました。

11/26(金)

参加人数1名

第35回法人会全国青年の集い「佐賀大会」



毎年11月に開催している青年の集いは、参加資格を部会長のみと制限する形で開催されました。富田部会長は、中央左側になります。

11/26(金)

参加人数23名

第8回藤法レディースアカデミー開講式(藤沢法人会館)



9月に予定していた第8回藤法レディースアカデミー開講式は、緊急事態宣言が解除されたことを受け、今回開催する運びとなりました。7月に着任された千葉雅英・藤沢税務署長をはじめ、土屋澄生・法人課税担当副署長他幹部の方々にご臨席いただきました。千葉署長の講話では、“国際課税、歴史的変化?”と題し、国際課税の複雑さや、問題点と新しいルールについてお話いただきました。



12/3(金)

参加人数20名

藤沢西支部ゴルフ大会(芙蓉カントリー倶楽部)



- 1位 松長泰幸氏〈松長やすゆき事務所〉
- 2位 斎間孝氏〈㈱サイマコーポレーション〉
- 3位 入澤淑江氏〈アイアール㈱〉

地域の会員企業紹介

株式会社 Pakala shonan

- 業 種** 映像、イベント、WEB の企画制作
および 店舗事業
- 事業内容** WEB と店舗の 2 つの発信基地から湘南エリア
に特化した情報の発信と映像・イベントの企画
制作を行っています。
鵠沼海岸にある店舗「企画ラウンジ パカラ」
では、ワークショップやオープンマーケット、
ライブなどイベント性を持たせた企画をプロ
デュース。
同時に湘南エリアの美味しいものをカフェス
ペースにて提供しています。
- 代表者** 新村 裕
- 住 所** 〒 251-0037
藤沢市鵠沼海岸 1-14-20
クラレ鵠沼 202
- 電 話** 0466 (53) 7470
- H P** <https://www.pakalashonan.jp>
- メール** mura21@pakalashonan.jp



- 業 種** 文筆業（ライター）・エディター
- 事業内容** 雑誌、会報誌、タウン誌、ネットを媒体に、編集、
執筆、校正を行う。
- <取材対象>**
ルポ、企業・店舗・人物インタビュー。
生活関連&育児関連、旅行情報、夫婦問題関連
記事、広告、キャッチコピーの作成ほか。
- <実績>**
リクルート、小学館、毎日新聞社、学研、主婦
と生活社、扶桑社、幼稚園通信、藤沢法人会、
横浜南法人会、湘南百撰ほか。
- 代表者** 渡辺 里佳
- 住 所** 〒 251-0035
藤沢市片瀬海岸 3-24-10-108
- 電 話** 090 (2758) 2933
- メール** rika-w@roy.hi-ho.ne.jp



会報広告掲載 チラシ広告封入サービスのご案内

藤沢法人会では会報誌『しおかぜ』を年6回(奇数
月)に発行しています。会報誌面広告の他に、会報誌
発送の際のチラシ広告封入サービスを始めました！
企業PRや各種イベント・セミナー案内、販売促進に
ご活用下さい。

●会報広告掲載は、

- カラー全面（裏表紙） → **30,000円**
カラー全面（中 頁） → **20,000円**
カラー半面（中 頁） → **10,000円**
カラー1/3面（中 頁） → **5,000円**
カラー1/4面（中 頁） → **3,000円**

金額はすべて税込。完全版下原稿でお申込み願います。

地域の会員企業紹介ページは無料です。

●チラシ広告封入は、**A4サイズ1枚10円(税込)**

- ※封入枚数分事前にご用意下さい。
※配達エリアを藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町に分けることも
出来ます。〈指定がない場合は全域(約3500件)となり
ます。〉

会報誌面広告とチラシ広告封入の申込や、チラシ納品から封入ま
でのスケジュールについてのお問い合わせは、事務局 木村まで。

電話 0466 (22) 6444

藤沢法人会事務局からのお知らせ

平素より、法人会活動に多大なるご理解と
ご協力を賜り、事務局職員一同心より篤く御
礼申し上げます。

藤沢法人会事務局に於いて、人事異動があ
りましたことをお知らせ致します。

令和3年12月20日を以って、事務局長の
小武二郎が定年により退職致しました。

在任中のご厚情に感謝申し上げます。

後任の事務局長には同年12月21日付け
で木村真吾が就任致しましたことをお知らせ
致します。

法人会事業にご参加いただければ、お会い
する機会が多々ございますので、ご指導御鞭
撻の程、宜しくお願い致します。

電子申告で
効率UP!

国税電子申告・納税システム

e-Tax

「e-Tax」なら
国税に関する
申告や納税、
申請・届出などの
手続きがインターネット
で行えます。



納税にはダイレクト納付が便利です!

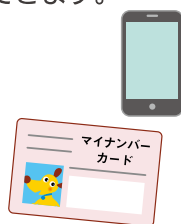
e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。※届出書の提出から利用可能となるまで、1か月程度かかります。

所得税など個人の確定申告書を作成される方へ

国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、スマートフォンやパソコンで申告書を作成することができます。

作成した申告書は、マイナンバーカードとマイナンバーカード読取対応スマートフォン（又は、ICカードリーダライタ）を準備すれば、スマートフォン（又は、自宅のパソコン）からe-Taxで提出できます。



e-Taxを利用して所得税及び復興特別所得税の申告をするとこんなメリットが!

添付書類の
提出省略^(注)

還付が
スピーディー

(注) 法定申告期限から5年間、税務署から書類の提出又は提示を求められることがあります。



法人会は会社経営の効率化のために
e-Taxの普及を支援しています。

さらに詳しくは
WEBへ

イータックス 検索
www.e-tax.nta.go.jp